

長 浜 市 ス ポ ー ツ 少 年 団 登 録 規 程

この規程は、スポーツ少年団登録規程に準拠するものとする。

- 附 則 この規程は、平成18年 4月27日から施行する。
附 則 この規程は、平成29年 4月22日から改定施行する。
附 則 この規程は、令和 2年 4月29日から改定施行する。

ス ポ ー ツ 少 年 団 登 録 規 程

- 第1条** この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。
- 第2条** 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的ののっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。
- 第3条** 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したのもをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。
- 2** 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。
- 第4条** 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。
- 第5条** 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、所定の認定を行う。
- 第6条** 登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ（以下「少年団登録者」という。）が、公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第4条に違反する行為を行った疑いがあるとき、別に定める基準に基づき対応を行うものとする。
- 2** 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。
- 第7条** この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。
- 第8条** 本規程の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。
- 附則1 この規程は昭和61年 4月 1日から施行する。
附則2 この規程は平成 元 年 4月 1日から改定施行する。

- 附則 3** この規程は平成22年6月9日から改定施行する。
- 附則 4** この規程は平成27年11月9日から改定施行する。
- 附則 5** この規程は平成30年4月1日から改定施行する。
- 附則 6** この規程は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。